

令和6年度 公益社団法人みやぎ被害者支援センター事業計画書

事業名	項目	事業内容	実施時期・時間等
相談事業	電話相談	<ul style="list-style-type: none"> ○ 電話による犯罪被害者や遺族等からの精神的悩み等の相談を受け、悩みの軽減や解決など心のケア等の支援を行う。 電話022-301-7830 ○ メールによる相談の実施 ○ ナビダイヤル 0570-783-554 を活用した電話相談への対応 (犯罪被害者等電話サポートセンター) 	毎週火、水、木、金曜日 (10:00~16:00) ※ナビダイヤルは 年末年始(12/29 ~1/3)を除く毎日 の午前7時30分から 午後10時までの間左記の サポートセンターが対応
	来所相談	予約なしの来所相談や犯罪被害者や遺族等関係者からの支援相談に対する相談員による迅速かつ適正な対応を行う。	毎週火、水、木、金曜日 (10:00~16:00) ただし、月曜日は、緊急の場合は対応する。 ※土・日曜・年末年始・祝日を除く
	面接相談 (カウンセリング)	面接相談を希望する被害者等に対し、精神科医や公認心理師等による心理相談等を行い、悩みの解決や心のケア等の支援を行う。	通年随時 ※予約制 ※土・日曜・年末年始・祝日を除く
	法律相談	ケースに応じて、弁護士等による法律相談を行い、被害者等の問題解決について支援を行う。	通年随時 ※予約制 ※土・日曜・年末年始・祝日を除く
	性暴力被害相談 「性暴力被害相談支援センター宮城」 (県委託事業)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 性暴力被害及びAV出演被害に特化した専用電話により、性暴力被害相談に精通した相談員が対応する。 ところ フォロー 電話 0120-556-460 ※短縮ダイヤル#8891 ※土曜日は男性相談員の相談実施 ○ メールによる相談を実施する。 	毎週月曜日~金曜日 (10:00~20:00) 土曜日(10:00~16:00) 上記以外の閉庁日及び閉庁時間については夜間・休日コールセンターが対応し緊急対応を要する事案についてはリアルタイムで当センターが対応する(オンコール)。
直接支援事業	危機介入	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害発生直後、被害者等の要望に応じて、被害者等の自宅訪問や病院等への付添い、カウンセリング、被害者家族の世話等家事支援を行う。 ○ 性犯罪被害者に対する早期支援体制の確立と連携・協力による早期支援(危機介入)を実施する。 ○ 男性及び男児の性犯罪被害者の被害軽減や回復を図るため、宮城県、宮城県警察及び宮城県医師会等関係機関・団体と緊密な連携に基づいて、泌尿器科等の専門医や精通の精神科医等で構成する支援システムの構築に向けた取組を推進する。 	随 時 上記「性暴力被害相談」との連携事業
	付添い (同行支援)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被害者等の要望に応じて ・病院、警察署、検察庁、裁判所等 関係機関への付添い ・メディアスクラム時の付添い を行う。 	随 時

		○ 新たな被害者支援制度(被害者等の心情等の聴取・伝達制度、AV出演被害防止・救済法等)の運用開始に伴う適切な付き添い支援を行う。	
	自助グループの支援	○ 被害者等自助グループの例会等を開催する。 ○ 企業・警察機関等で開催される「被害者の声を聞く」講演会への派遣講師の同行支援を行う。	○ 例会年8回(毎月第3水曜日)
	裁定申請手続きの補助事務	犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きの概要説明や裁定の申請に必要な書類の教示、申請書類の記載事項の説明等裁定申請の補助を行う。	
	その他の役務及び物品等の貸与等	被害者等の身の回りの世話等役務の提供による支援や急を要する場合の物品等の貸与等により被害者等の抱える問題や精神的負担の軽減・回復に寄与する。	随 時
	謝金及び助成金、緊急支援金の支給	○ 被害者等の要望により、法律相談、生活相談を行った場合の謝金又は助成金を支給する。 ○ カウンセリングの助成(36回) ○ 経済的困窮等の被害者等に対する転居費用、交通費等の緊急支援金を支給する。	申請により随時
	専用相談(面接)室の整備による直接支援の充実	深刻な問題を抱える相談及びカウンセリング等精神的ケアを求める相談者の増加に適切に対応するため、専用相談室の効率的な運用に努める。	
広報事業	広報啓発活動	賛助会員をはじめ広く県民に対して事業内容や被害者支援に関する情報を提供するため ・ 広報誌、パンフレット等の作成配布 ・ 他機関等が発行する広報媒体及び広報効果の期待されるバス広告等への広報物等の掲載 ・ 広報パネル等の作成と掲出 ・ ホームページの活用 完全リニューアルしたホームページの周知広報と活用の向上 ・ 報道機関への便宜供与 ・ 被害者等支援への理解を深め協力の実践を訴える講演会等の開催 ・ 各種イベント会場及び街頭における募金活動の実施	○ 全国被害者支援ネットワークが取組むSNSを活用した広報と連動した広報活動 ○ 11月実施の「犯罪被害者週間」と連動して実施

		・県内各地域での街頭キャンペーンの実施等を行う。	
	公開講演会等の開催	犯罪被害者等の現状について、広く県民に知らしめ、被害者支援の重要性、必要性について理解を求める講演会を開催する。	○ 11月20日(水)「犯罪被害者週間・県民のつどい」公開講演会(20回目、仙台市内)
養成・研修・調査	研修会の開催	犯罪被害者等への支援活動に従事する相談員(以下、「支援活動員」という。)の知識、技能等の向上を図るため、公認心理師等、弁護士、医師等を講師とした事例検討等の研修会を開催する。	随 時
	研修会等への参加	支援活動員の知識、技能等の向上を図るため、全国レベル・ブロック単位による各種研修会等に参加する。	○秋期全国研修会 10月(東京) ○ブロック研修会 7月(盛岡市)10月(札幌市)
	支援活動員マニュアルの活用による支援活動員の質の向上	支援活動員マニュアルを効果的に活用するとともに、昨年度施行された性犯罪被害に関する刑法の一部改正や増加する男性及び男児の性暴力被害相談等に適切に対応をするため、マニュアルの改訂について検討を進める。	
	調査・養成等	○ 犯罪被害者等の心理や支援のあり方に関する調査、研究活動・支援活動員養成講座を開催する。 ○ 条例を施行している市町村に対し、被害者支援の体制や制度等に関する実態調査を実施する。	○ 必要に応じて適宜実施
	支援活動員の質の向上(日本財団預保納付金助成事業)	新規及び長期研修未受講の支援活動員を主体とした他機関等主催の研修会に参加する。(継続事業)	
	スーパーバイザーを活用した相談対応の向上と代理受傷防止	相談に対する専門的な助言や相談員の代理受傷防止の観点から、委嘱したスーパーバイザーの効果的な運用に努め、相談対応力の向上と代理受傷防止を図る。	
関係機関・団体との連携による支援活動	宮城県犯罪被害者支援連絡協議会等との連携	○ 宮城県犯罪被害者支援連絡協議会及び宮城県警察等との連携による被害者支援を行う。 ○ 司法関係機関との連絡会議の開催 ○ 県、県警と連携し被害者等支援条例の未制定の自治体に対する制定の働き掛けを行う。(継続事業)	随 時
	被害者等支援条例施行の市町村と連携した支援活動	犯罪被害者等支援条例を施行した市町村との意見交換会の開催等緊密な連携に基づいた条例の効果的な運用について積極的にサポートするとともに、未制定の市に対する施行に向けた働き掛けや施行さ	

		れた条例の規定内容及び運用実態を見極めながら必要な見直しを求めていくこととする。	
その他の事業	財政基盤安定構築のためのファンドレイジング事業	財政基盤の安定を目指し、新規会員の獲得、寄付型自動販売機の増設、一般寄付金等の財源の拡大確保を目指す。	ファンドレイザー1名の継続雇用と専務理事等事務局員で実施
	理事会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 総会に付すべき事項 ○ 総会の決議した事項の執行に関する事項 ○ その他総会決議を要しない事項 	○ 年度4回開催 (4月、5月、9月、3月)
	総会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 前年度の事業報告及び決算承認と当年度の事業計画書(案)及び収支予算書(案)の決議 ○ その他の決議 	○ 5月下旬に開催予定

(注) 朱書は令和6年度新規及び見直し事業を表す。